

公益財団法人 中内カコンベンション振興財団 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人 中内カコンベンション振興財団と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県神戸市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、兵庫県及び神戸市の有する文化的、社会的、経済的特性を活かしコンベンションの支援を行うことにより、兵庫県及び神戸市におけるコンベンションの振興を図り、もって、国際的な相互理解の増進並びに地域の活性化及び文化の向上に資することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 兵庫県下で開催される国際及び国内会議並びにこれに付随する展示会、見本市等への貸付金、助成金の給付
 - (2) 兵庫県下で開催される地域イベント、観光イベントに対する支援
 - (3) 大規模コンベンションを定期的に主催する団体事務局等への支援
 - (4) コンベンション開催に必要な知識・情報の提供のためのセミナー、研修会 及びコンベンション関連業務（通訳、ガイド、ホテル・レストランの運営）に必要な知識・技術に関する講座への助成金の給付
 - (5) コンベンション事業に功労のあった者に対する表彰
 - (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項各号の事業は、兵庫県において行うものとする。

第3章 会計

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第6条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長（第20条に規定する理事長をいう。以下同じ。）が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第7条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 正味財産増減計算書
 - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第8条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則(平成19年内閣府令第68号)第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員)

第9条 この法人に評議員4名以上8名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第10条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

2 評議員選定委員会は、評議員1名、監事1名、次項の定めに基づいて選任された外部委員3名の合計5名で構成する。

3 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。

(1) この法人又は関連団体(主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。)の業務を執行する者又は使用人

(2) 過去に前号に規定する者となったことがある者

(3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人(過去に使用人となった者も含む。)

4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

(1) 当該候補者の経歴

(2) 当該候補者を候補者とした理由

(3) 当該候補者とこの法人及び役員等(理事、監事及び評議員)との関係

(4) 当該候補者の兼職状況

6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

7 評議員選定委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。

8 前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。

(1) 当該候補者が補欠の評議員である旨

(2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名

(3) 同一の評議員(2以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2以上の評議員)につき2人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位

9 第7項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。

10 評議員には、この法人の理事のいずれか1人と親族等(租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第25条の17第6項第1号に規定する親族等をいう。以下同じ。)の関係がある者の合計数又は評議員のいずれか1人及びその親族等の合計数が、それぞれ評議員総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。また、評議員には、この法人の監事及びその親族等が含まれてはならない。

(任期)

第11条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第9条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第12条 評議員に対して、各年度の総額が60万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給する。

第5章 評議員会

(構成)

第13条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第14条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第16条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第17条 評議員会の議長は、出席した評議員の中から選出する。

(決議)

第18条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第19条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長及び出席した評議員の中から議長の指名する1名が記名押印する。

第6章 役員

(役員の設置)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事5名以上9名以内
- (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長、1名を専務理事とする。
- 3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。)上の代表理事とし、専務理事をもって一般法人法第197条において準用する一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第21条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事には、この法人の理事のいずれか1人及びその親族等の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることにはならない。

- 4 監事には、この法人の理事及びその親族等、評議員及びその親族等並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族等の関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

- 第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、専務理事は、理事長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を執行する。
 - 3 理事長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

- 第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
 - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

- 第25条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

- 第26条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(役員の責任軽減)

- 第27条 この法人は、一般法人法第198条において準用する一般法人法第111条第1項の損害賠償責任について、理事又は監事(理事又は監事であった者を含む。)が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、特に必要と認めるときは、一般法人法第198条において準用する一般法人法第113条に規定する最低責任限度額を控除して得た額を限度として、理事会の決議によって、免除することができる。

第7章 理事会

(構成)

- 第28条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第29条 理事会は、次の職務を行う。
- (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 理事長及び専務理事の選定及び解職
 - 2 この法人が保有する株式(出資)について、その株式(出資)に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数(現在数)の3分の2以上の承認を要する。

(招集)

- 第30条 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第31条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 前条第2項の場合、理事会の議長は、出席した理事の中から選出する。

(決議)

第32条 理事会の決議は、第29条第2項の決議を除き、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項及び第29条第2項の規定にかかわらず、一般法人法第197条において準用する一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第34条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第10条についても適用する。

(解散)

第35条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第36条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合

(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議

を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該

合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年

法律第49号。以下「認定法」という。)第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第37条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若しく

は地方公共団体又は認定法第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法(昭和32年

法律第26号)第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第38条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団

法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第

50号。以下「整備法」という。)第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第5条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

塩田 都造、武田 光子、道満 雅彦、富永 彰良、中内 安子、橋本 寛、福田 登

4 この法人の設立の登記の日に就任する理事は、次に掲げる者とする。

中内 仁、村田 泰男、福井 有、柏井 貴代子、木口 一郎、村尾 憲一郎、吉田 眞

5 この法人の最初の理事長は中内 仁、専務理事は吉田 眞とする。

6 この法人の設立の登記の日に就任する監事は、次に掲げる者とする。

山邑 太左衛門、郷田 誠紀

公益財団法人 中内力コンベンション振興財団

役員・評議員名簿

役員

理事長	中内 仁	(株)神戸ポートピアホテル 代表取締役 社長執行役員
専務理事	西山 雅彦	事務局長
理事	楠山 泰司	神戸商工会議所 専務理事
理事	柏井 貴代子	元 柏井紙業(株)代表取締役
理事	木口 一郎	元 公益財団法人 木口福祉財団 副理事長
理事	村尾 憲一郎	一般財団法人 村尾育英会 代表理事 理事長
理事	村上 豪英	(株)村上工務店 代表取締役社長
監事	山邑 太左衛門	櫻正宗(株)代表取締役社長
監事	郷田 誠紀	税理士法人 朝日新和会計事務所 代表社員

評議員

評議員	石坪 浩一	(株)大伸 代表取締役社長
評議員	塩田 善朗	(株)塩田商会 代表取締役社長
評議員	鈴木(高砂) 京子	書家 高砂会主宰
評議員	道満 雅彦	オリバーソース(株) 相談役
評議員	富永 彰良	富永貿易(株) 取締役会長
評議員	橋本 覚	(株)神戸マツダ 代表取締役社長
評議員	米田 篤史	(株)ジェム 代表取締役社長

2025年度事業報告及び収支決算報告の件

1. 概況

2025年度の資産運用による収入は235,246千円(予算219,500千円)、前期助成金戻入は13,407千円(予算15,000千円)他で、当期収入合計は258,280千円(予算242,000千円)となりました。

当期の事業支出は、「神戸空港活性化事業」に対する新たな取り組みもあり、助成事業費が274,529千円(予算300,000千円)となり、前年実績を1億円以上上回る事業支出となりました。

管理費25,581千円(予算27,570千円)を含めた当期支出合計は300,111千円(予算357,570千円・うち予備費30,000千円)となりました。

以上の結果、当期収支差額は、41,830千円の支出超過(予算 115,570千円の支出超過)となりました。

正味財産残高は、外貨建債券等の為替評価益318,027千円、株式の時価評価益328,105千円等により、大幅に減少した2024年度から一転し前年度比 594,321千円の増加となりました。

公益法人認定法に規定されている「中期的収支均衡」「公益目的事業比率」及び「不特定財産額の保有の制限」については第2号議案に記載の通り、いずれも規定を満たしています。

2. 事業関係

(1) 助成事業

I. 会議、集会への助成

(前年度実績)

①医学・薬学・バイオ関係	35件	86,789千円	(23件 57,220千円)
②工学・理学・自然科学関係	9件	12,540千円	(9件 7,880千円)
③政治・経済・教育関係	7件	7,300千円	(3件 8,000千円)
④その他	1件	600千円	(2件 1,600千円)
(小計)	52件	107,229千円	(37件 74,700千円)

II. イベントへの助成 13件 19,800千円 (18件 33,400千円)

III. その他助成事業 3件 147,500千円 (2件 47,500千円)

合計 68件 274,529千円 (57件 155,600千円)

(2) 表彰事業

2024年度に第3回表彰式典を開催しましたが、隔年開催につき次回第4回は、2026年度に開催予定。

なお、コンベンション開催準備資金の貸付、コンベンション開催に関するセミナー・研修会や、コンベンション関連業務に関する講座等の開催に対する助成につきましては、特に該当はなく2025年度も実施しておりませんが、兵庫県公立大学法人 芸術文化観光専門職大学が主催する公開講座に対する助成を財団設立30周年記念事業の一環として2026年度に実施予定。(2026年3月6日開催の理事会承認済の第4号議案 新規助成事業のひとつとして計画。)

3. 公益目的事業の変更認定

2026年3月6日開催の理事会承認を経て、行政庁(兵庫県)へ申請した変更認定は、3月26日の県公益認定等委員会にて承認され2026年度から実施可能となった。

※変更に係る事項

公益目的事業(コンベンション振興事業)に「兵庫県下における『食のエリアとしてのブランド価値の向上事業』に対する助成」を追加する。

4. 理事会及び評議員会の開催状況

開催状況は下記のとおりであります。

名 称	開 催 日	内 容
理事会	2025年5月19日	1. 2024年度事業報告および収支決算の件 2. 兵庫県への定期報告の件 3. 神戸空港活性化事業に対する助成「神戸空港ツアー・観光宿泊サポート制度」助成要綱変更の件(東アジア) 4. 評議員会開催の日程、議題等の件
評議員会	2025年6月10日	1. 2024年度事業報告および収支決算の件
理事会(決議省略)	2025年6月25日	1. 神戸空港活性化事業に対する助成「神戸空港ツアー・観光宿泊サポート制度」助成要綱変更の件(東南アジア)
理事会	2026年3月6日	1. 2026年度事業計画及び収支予算の件 2. 「MICE誘致プロモーション事業」への助成継続の件 3. 「神戸空港活性化事業」に対する助成継続の件 4. 新規助成事業への取り組みの件

5. 選考委員会の開催状況

(1) 助成事業

	開催日	内 容	
第1回 助成事業選考	2025年3月18日	国際会議	42件
		国内会議	18件
		イベント関係	17件
		その他事業	3件
			計80件
第2回 助成事業選考	2025年5月8日	国内会議	2件
			計2件
第3回 助成事業選考	2025年8月27日	国内会議	1件
			計1件

(注)上記の助成事業合計件数は83件ですが、事業取りやめ、助成辞退により2026年3月末現在、2025年度の助成対象事業は68件となっています。

6. 運営体制の充実を図るための取組(令和6年制度改正による自主的ガバナンスの状況に関する報告事項)

(1) 評議員の選任及び解任(定款第10条)

評議員の選任及び解任は評議員選定委員会(評議員1名・監事1名・外部委員3名で構成)で行っている

(2) 役員の選任(定款第21条)

- ・理事:理事のいずれか1人及びその親族等の合計数が現在の理事総数の3分の1を超えて含まない
- ・監事:理事及びその親族等、評議員及びその親族等並びに使用人を含まない

各監事は相互に親族等の関係にない

(3) 選考委員会(選考委員会規則)

理事会で選出された委員(役員・評議員は2名迄)で構成する選考委員会で助成事業を審査選考している

(4) 財産の運用等(財産運用規定)

財産の種別及び管理・運用・処分については、財産運用規定の定めに従い行っている

(5) 会計業務(会計処理規則)

財団の会計処理規則に従い会計業務を行い、1ヶ月ごとに会計記録を整理のうえ「月次報告」を作成し、理事長の査閲を受けるとともに、3か月ごとに税理士による関係帳簿・伝票類等の調査を受けている

貸借対照表

2026年3月31日現在

(単位:円)

科 目	2025年度 2026/3/31	前年度 2025/3/31	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金	59,677	87,766	-28,089
普通預金	30,695,483	62,290,881	-31,595,398
ドル普通預金	\$634,629.73	\$113,996.51	\$520,633.22
	101,464,601	17,044,758	84,419,843
ユーロ普通預金	€ 0.53	€ 0.53	€ 0.00
	97	85	12
豪ドル普通預金	AUD 60,276.41	AUD 207,167.33	(AUD 146,890.92)
	6,611,116	19,467,514	-12,856,398
ドルMMF	\$152,221.45	\$670,004.88	-\$517,783.43
	24,337,165	100,179,129	-75,841,964
仮払金	0	2,207,080	-2,207,080
流動資産合計	163,168,139	201,277,213	-38,109,074
2. 固定資産			
(1)特定資産			
普通預金	31,394,859	1,394,859	30,000,000
ドル普通預金	\$341,163.10	\$1,264,263.10	(\$923,100)
	54,545,156	189,032,618	-134,487,462
ユーロ普通預金	€ 0.00	€ 0.00	€ 0
	0	0	0
豪ドル普通預金	AUD 889,348.50	AUD 689,598.50	AUD 199,750
	97,543,743	64,801,570	32,742,173
ドルMMF	\$1,292,980.23	\$1,292,980.23	\$0.00
	206,721,678	193,326,403	13,395,275
株式(公益100%)	1,272,006,350	1,098,728,451	173,277,899
株式(公益70%法人30)	608,428,000	453,600,400	154,827,600
円建債券	1,299,761,721	1,323,413,480	-23,651,759
ドル建債券	\$17,546,528.50	\$16,581,083.50	\$965,445.00
	2,805,338,973	2,479,203,600	326,135,373
豪ドル建債券	AUD 6,788,955.00	AUD 6,815,803.00	AUD -26,848.00
	744,612,582	640,481,006	104,131,576
特定資産合計	7,120,353,062	6,443,982,387	676,370,675
(2)その他固定資産			
保証金	9,000	9,000	0
車両運搬具	84,326	438,585	-354,259
その他固定資産合計	93,326	447,585	-354,259
固定資産合計	7,120,446,388	6,444,429,972	676,016,416
資産合計	7,283,614,527	6,645,707,185	637,907,342
II 負債の部			
流動負債			
預り金	298,578	560,360	-261,782
未払金	125,028,576	81,180,869	43,847,707
流動負債合計	125,327,154	81,741,229	43,585,925
負債合計	125,327,154	81,741,229	43,585,925
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
受贈投資有価証券	667,673,231	589,400,977	78,272,254
特定資産受取利息	278,088,647	227,790,813	50,297,834
指定正味財産合計	945,761,878	817,191,790	128,570,088
(うち特定資産への充当額)	(945,761,878)	(817,191,790)	(128,570,088)
2. 一般正味財産	6,212,525,495	5,746,774,166	465,751,329
(うち特定資産への充当額)	(6,174,591,184)	(5,626,790,597)	(547,800,587)
正味財産合計	7,158,287,373	6,563,965,956	594,321,417
負債および正味財産合計	7,283,614,527	6,645,707,185	637,907,342

正味財産増減計算書 2025年度

2025年4月1日から2026年3月31日まで

(単位:円)

科 目	2025年度 (A)	2024年度 (B)	増減 (A-B)
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
特定資産運用益			
特定資産受取利息	134,909,531	115,970,028	18,939,503
特定資産受取配当金	49,827,210	44,978,070	4,849,140
特定資産受取利息振替額	0	75,705,000	-75,705,000
雑収益			
受取利息	9,624,751	12,282,848	-2,658,097
為替差益	12,487,841	113,747	12,374,094
経常収益計	206,849,333	249,049,693	-42,200,360
(2) 経常費用			
事業費			
助成金	274,529,211	155,600,000	118,929,211
表彰費用	0	3,684,656	-3,684,656
給料手当	12,819,200	18,466,880	-5,647,680
福利厚生費	1,464,532	2,222,001	-757,469
会議費	344,049	551,701	-207,652
賃借料	1,743,168	1,743,168	0
光熱水料費	0	0	0
消耗品費	568,454	139,471	428,983
旅費交通費	30,568	88,312	-57,744
通信運搬費	418,730	418,848	-118
印刷製本費	47,424	49,486	-2,062
保険料	81,128	62,328	18,800
燃料費	5,290	10,545	-5,255
修繕費	126,656	38,544	88,112
為替差損	0	0	0
雑費	141,760	138,792	2,968
管理費			
表彰費用	0	2,456,034	-2,456,034
給料手当	3,204,800	4,616,720	-1,411,920
福利厚生費	366,133	555,500	-189,367
役員等報酬	534,576	623,672	-89,096
会議費	579,262	723,989	-144,727
賃借料	435,792	435,792	0
光熱水料費	0	0	0
消耗品費	142,113	34,868	107,245
旅費交通費	7,642	22,078	-14,436
通信運搬費	104,682	104,712	-30
印刷製本費	11,856	12,371	-515
保険料	20,282	15,582	4,700
燃料費	1,322	2,636	-1,314
修繕費	31,664	9,636	22,028
諸会費	1,476,500	1,992,000	-515,500
租税公課	56,700	30,500	26,200
減価償却費	354,259	354,259	0
雑費	817,690	814,042	3,648
経常費用計	300,465,443	196,019,123	104,446,320

(次頁に続く)

(正味財産増減計算書 続き)

科 目	2025年度 (A)	2024年度 (B)	増減 (A-B)
評価損益等調整前当期経常増減額	-93,616,110	53,030,570	-146,646,680
特定資産評価損益等	545,960,417	-164,792,190	710,752,607
当期経常増減額	452,344,307	-111,761,620	564,105,927
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
前期助成金戻入	13,407,022	15,430,481	-2,023,459
経常外収益計	13,407,022	15,430,481	-2,023,459
(2) 経常外費用			
当期経常外増減額	13,407,022	15,430,481	-2,023,459
他会計振替額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	465,751,329	-96,331,139	562,082,468
一般正味財産期首残高	5,746,774,166	5,843,105,305	-96,331,139
一般正味財産期末残高	6,212,525,495	5,746,774,166	465,751,329
Ⅱ 指定正味財産増減の部			
特定資産運用益			
特定資産受取利息	28,397,154	25,701,993	2,695,161
特定資産 為替評価損益	100,172,934	-25,889,344	126,062,278
一般正味財産への振替額	0	-75,705,000	75,705,000
当期指定正味財産増減額	128,570,088	-75,892,351	204,462,439
指定正味財産期首残高	817,191,790	893,084,141	-75,892,351
指定正味財産期末残高	945,761,878	817,191,790	128,570,088
Ⅲ 正味財産期末残高	7,158,287,373	6,563,965,956	594,321,417

公益財団法人中内力コンベンション振興財団

2025年度財産目録

2026年3月31日現在

(単位:円)

貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)			
現金	手許保管	運転資金として	59,677
預金	三菱UFJ銀行他	運転資金として	138,771,297
有価証券	野村証券	運転資金として	24,337,165
仮払金		債券購入時の支払経過利息	0
流動資産合計			163,168,139
(固定資産)			
(1)特定資産			
預金	三菱UFJ銀行	債券購入資金及び助成事業資金	183,483,758
有価証券	野村証券	債券購入資金	206,721,678
投資有価証券	野村証券 他	運用益は助成事業に使用	6,730,147,626
特定資産合計			7,120,353,062
(2)その他固定資産			
保証金	(株)神和	貸金庫保証金	9,000
車両運搬具	財団保有車 1台	事務局業務用	84,326
その他固定資産合計			93,326
固定資産合計			7,120,446,388
資産合計			7,283,614,527
(流動負債)			
預り金		源泉徴収所得税, 社会保険料	298,578
未払金		2025年度事業の助成金未払い分	125,028,576
負債合計			125,327,154
正味財産合計			7,158,287,373

(注)債券は全て満期保有目的

公益財団法人 中内カコンベンション振興財団

2026年度事業計画

2025年度の資産運用収益は、上場企業の5年連続最高益更新見通しの中、株主への利益還元が見込まれることもあり、概ね2025年度並みと予想しています。

事業費支出につきましては、根幹事業であるコンベンション振興事業としての安定的な助成事業と2023年度の助成開始から対象事業を拡大継続している「MICE誘致プロモーション事業」(第2号議案)、2025年度に国際化した神戸空港への「神戸空港活性化事業」(第3号議案)へ、神戸観光局と協働して2026年度も助成継続する計画です。

また、2026年度は、隔年開催している表彰事業の第4回表彰も予定しています。

さらに、2026年度には新しい助成事業(第4号議案)に取り組む計画です。

- (1)「食のエリアとしてブランド価値の向上事業に対する助成」を公益目的事業に追加することを行政庁(兵庫県)へ変更認定の申請を計画
- (2)財団設立30周年記念事業として、セミナー・研修会・講座への助成を実施計画(行政庁へ変更届出)
- (3)神戸発祥のモノゴトに焦点をあてたデキゴトを創出し、実施される「まつり(イベント)」に対し新たな助成を計画

財団としましては、従来通り財産の効率的かつ安全な運用に務め、財団設立の目的に沿った管理と運営を行い兵庫県および神戸市へのコンベンション誘致やイベント開催等により地域経済の活性化、産業の振興および文化の向上に貢献する事業に対し、下記の支援を行います。

支援事業

- (1)兵庫県下で開催される国際会議・国内会議ならびにこれらに付随する展示会・見本市等に対し助成金の給付を行い、またこれらの事業の主催者が開催準備金を必要とする場合に、資金の貸付を行い支援します。
- (2)兵庫県下で開催される地域・観光振興等のイベントに対し経済的支援を行います。
- (3)大規模コンベンションを定期的に主催する団体事務局等へ経済的支援を行います。
- (4)コンベンション開催に必要な知識・情報の提供のためのセミナーや研修会およびコンベンション関連業務(通訳、ガイド、レストラン運営等)に必要な知識・技術に関する講座等に対し助成金の給付を行い支援します。
- (5)コンベンション事業に従事する者で功労のあった者の表彰を行います。
- (6)神戸空港活性化事業への助成を行います。(2025年3月31日、公益目的事業に追加を変更認定)
- (7)食のエリアとしてのブランド価値向上事業に対する助成を行います。(2026年3月31日、公益目的事業に追加を変更認定)
- (8)その他この財団の設立目的を達成するために必要な事業に対し経済的支援を行います。

以上

2026年度 収支予算書(損益ベース)

2026年4月1日から2027年3月31日まで

(単位: 千円)

科 目	公益目的事業会計	法人会計	合計	公益目的事業会計と法人会計の比率
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
特定資産運用益				
特定資産受取利息 (注1)	141,800	8,000	149,800	法人会計: 円建債利金 × 30% + 株式(公70/法30)配当 × 30%
特定資産受取配当金	44,565	5,635	50,200	
雑収益				
普通財産受取利息	6,000		6,000	
前期助成事業費戻入	15,000		15,000	
経常収益計	207,365	13,635	221,000	
(2) 経常費用				
助成金	300,000		300,000	使用割合 公益100%
表彰費用	4,200	2,800	7,000	内容により直接配賦
(事費計)			(307,000)	
給料手当	11,767	2,942	14,709	従事割合 公益80%法人20%
役員等報酬		601	601	使用割合 法人100%
福利厚生費	1,728	432	2,160	従事割合 公益80%法人20%
(人件費計)			(17,470)	
会議費	600	800	1,400	内容により直接配賦
賃借料	1,743	436	2,179	使用割合 公益80%法人20%
消耗品費	160	40	200	使用割合 公益80%法人20%
旅費交通費	36	9	45	使用割合 公益80%法人20%
通信運搬費	400	100	500	使用割合 公益80%法人20%
保険料	88	22	110	使用割合 公益80%法人20%
燃料費	16	4	20	使用割合 公益80%法人20%
修繕費	80	20	100	使用割合 公益80%法人20%
印刷製本費	80	20	100	使用割合 公益80%法人20%
諸会費		1,400	1,400	使用割合 法人100%
租税公課	0	31	31	内容により直接配賦
減価償却費	0	354	354	使用割合 法人100%
雑費	150	850	1,000	使用割合 法人100%又は公益80%法人20%
(物件費計)			(7,439)	
経常費用計	321,048	10,861	331,909	
評価損益等調整前当期経常増減額	-113,683	2,774	-110,909	
特定資産評価損益等	0	0	0	
当期経常増減額	-113,683	2,774	-110,909	
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
(2) 経常外費用				
当期経常外増減額	0	0	0	
当期一般正味財産増減額	-113,683	2,774	-110,909	

(次頁に続く)

(2024年度 収支予算書(損益ベース) 続き)

(単位:千円)

科 目	公益目的事業会計	法人会計	合計	
Ⅱ 指定正味財産増減の部				
特定資産運用益				
特定資産受取利息 (注1)	26,200		26,200	
当期指定正味財産増減額	26,200		26,200	
当期正味財産増減額	-87,483	2,774	-84,709	

(注1) 前提為替レート 150円/USドル 170円/ユーロ 100円/豪ドル

満期保有債券に対する償却原価法適用による損益(-7,500千円)を含む。

公益財団法人中内力コンベンション振興財団 助成申込要領

財団の目的

この法人は、兵庫県及び神戸市の有する文化的、社会的、経済的特性を活かしコンベンションの支援を行うことにより、兵庫県及び神戸市におけるコンベンションの振興を図り、もって、国際的な相互理解の増進並びに地域経済の活性化及び文化の向上に資することを目的とする。

I 助成・貸付事業

兵庫県内で開催されるコンベンション及びそれに関連する事業、又は兵庫県へのコンベンション誘致につながる事業で、非営利であり、かつ政治的・宗教的でないことを条件に主催団体に対し支援を行う。

1. 助成・貸付の対象事業、対象経費及び助成等の上限額

(1) 助成事業

① 兵庫県で開催される会議、集会並びにこれに付随する展示会等への助成

・助成対象事業

国際会議：海外から参加者があり、総参加人数が50名以上のもの。

国内会議：兵庫県外からの参加者が100名以上のもの。

(同窓会、同好会等の会員相互の親睦等を目的とするもの及び後援会等の特定の個人の支援を目的とするものは対象としない)

・助成金額・・・下記 i、ii、iii の最少額を上限とする。

i 事業費の赤字額(助成金は、事業の赤字を補うもの。)

ii 事業費の15%

iii 下記(表1)による上限額

(表1)

	海外からの参加者数	総事業費		
		5,000万円未満	5,000万円～ 1億円未満	1億円以上
国際会議	300名以上	10,000千円		
	100名以上300名未満	5,000千円		7,000千円
	100名未満	2,000千円	3,000千円	5,000千円
国内会議	海外からの参加者なし	2,000千円	3,000千円	5,000千円

(注) 助成金額の実績平均は総事業費の5%程度となっています。

② 兵庫県で開催される地域イベント、観光イベント等で兵庫県外から多数の参加が見込まれるものへの助成

・助成対象事業

博覧会 ; 国際博覧会、地方博覧会及びこれに準ずる大規模なフェア等。

フェスティバル等 ; 博覧会ほどの規模ではないが、自治体及びこれに準ずる団体が主催する地域振興、観光振興等のためのもの。

スポーツ ; 公式競技会及びこれに準ずる競技会の世界大会、全国大会に限る。

・助成金額・・・5,000千円を上限とする。

③ 兵庫県内に事務局を持ち、大規模コンベンションを定期的に主催する団体への助成

大規模コンベンションを定期的に開催する団体の事務局を兵庫県外から誘致するため、県内への移転を条件に当該団体に支援を行う。

・助成対象経費

事務局維持運営費(事務所賃借料、光熱水費等)

・助成金額・・・10,000千円/年を上限とする。

④ 兵庫県で開催されるコンベンション事業に関連するセミナー等への助成

(ア) コンベンション開催に必要な知識・情報の提供のためのセミナー

・助成対象経費

経費から他の収入を除いた額(助成金交付申請額)

・助成金額・・・500千円を上限とする。

(イ) コンベンション関連業務(通訳、ガイド等)に必要な知識・技術に関する講座

・助成対象経費

経費から他の収入を除いた額(助成金交付申請額)

・助成金額

受講者1名当たり50千円を上限に、受講者数に応じて主催者に対し助成する。

⑤ その他この法人の目的を達成するために必要な事業への支援

兵庫県へのコンベンション誘致活動、兵庫県で開催される観光イベントPR活動等

・助成金額・・・5,000千円/1件を上限とする。

(2)貸付事業

兵庫県で開催される会議、集会並びにこれに付随する展示会等への開催資金の貸付

- ・貸付対象事業 (1)助成事業の①と同じ
- ・貸付金額(上限) (1)助成事業の①と同じ
- ・貸付条件

会議等開催の3カ月前から貸付け、会議終了後1カ月以内に返済(無利息)

2. 助成・貸付の申込、審査選考、交付通知、辞退、交付・返済

(1)開催趣意書等の提出

①提出期限 会議等実施予定年度の前年の11月末日

(例:2027年4月～2028年3月に開催予定 → 2026年11月末までに)

*原則として、提出時コンベンション主催団体ならびに事務取扱担当者の方と面談をさせていただきます。

②提出内容

- i 開催趣意書(書式は財団事務局からご案内します)
- ii 収支予算書(書式は財団事務局からご案内します)
- iii 実行委員会等の名簿(法人の場合は役員名簿)
- iv 実行委員会等の規則・規程(法人の場合は定款)
- v その他この会議等に関する参考資料(サーキュラー等)

(2)対象事業の審査選考、助成金交付見込額の連絡及び助成金交付申込書書式の送付

- ① 審査選考は、財団選考委員会で行います。(3月末頃開催)
- ② 交付額は、当該事業年度の財団の収支予算の範囲内で、上記の基準に合わせて決定します。
- ③ 交付見込額の連絡は、4月開催分より順次郵送で行います。(4月～8月)
また、助成金交付申込書の書式をご案内します。

(3)助成金交付申込書の提出(ご提出は、事務局へ郵送をお願いします。)

(様式1)「助成金交付申込書」の代表者及び押印は

①助成申込者が、実行委員会等の任意団体の場合は、代表者は大会長、押印は大会長の個人の認印となります。(※本人確認書類の写しの添付が必須です)

※本人確認書類について;住所・氏名・生年月日が記載された顔写真付きの公的書類
運転免許証、個人番号カード(マイナンバーカード)、在留カード・特別永住者証明書など

②助成金申込者が登記された法人である場合は、代表者は法人の代表者、押印は法人の認印となります。(現在事項証明書の添付が必須です)

(様式3)「保証書」の保証人は、大会長に準ずる方をお願いします。

(保証は大会開催に関する保証であって、金銭的な保証ではありません。)

但し、法人としての申込の場合は、「保証書」は不要です。

※ 申請内容のうち、代表者・担当者・会期その他の事項に変更が生じた場合は、随時速やかに事務局までご連絡ください。

(4)助成金交付決定通知書

助成金交付限度額を記載した「助成金交付決定通知書」を郵送いたします。

(5)助成事業完了結果報告書

助成対象事業の決算終了後、「助成事業完了結果報告書」を財団宛にご送付ください。

(6)助成金の交付

助成金は、助成事業完了結果報告書により実施状況を確認した後指定口座に振込みます。

(事業完了結果において、収支赤字額、総事業費、参加人数等が予算比で減少した場合、交付決定額から減額となる場合があります。)

(7)助成金の辞退

助成対象事業の収支が、当財団の助成金を除いても黒字になる等により、助成辞退となる場合は、辞退届の提出をお願いします。

(8)貸付金の交付及び返済

財団は、申込者と貸付に関する貸借契約を締結した後、貸付を行います。

貸付金は、返済日までに全額を当財団の指定する口座に振込んでいただくことになります。

Ⅱ 表彰事業

兵庫県で開催されるコンベンションの誘致、開催において功労のあった者の表彰

(1) 表彰対象者 ; コンベンション関連団体の推薦による。

(2) 審査選考 ; 当財団の選考委員会で行います。

お問合せ・書類等の送付先:

〒650-0046

神戸市中央区港島中町6丁目10-1

神戸ポートピアホテル内

つとむ

公益財団法人 中内力コンベンション振興財団 事務局

電話 078-303-8111

FAX 078-303-4800

助成事業担当 山本 理恵

E-mail jimukyoku@t-nakauchi.com

URL <https://t-nakauchi.com/top/>